

雇止め、セクハラ、いじめ、賃金、労働条件、その他

ゆうメイトなんでも労働相談



3月4日(日)



(2006年10月8日 第3回ゆうメイト全国交流会)

ゆうメイト全国交流会

《連絡先》

兵庫県姫路市西中島208-4-201

Tel 090-1673-2247 090-4033-1376

E-mail yumate-mail@ked.biglobe.ne.jp

<http://www7a.biglobe.ne.jp/~yumate/>

メールでも労働相談を行っています。

《各地方連絡先》

東京・関東地方

03-3862-3589

東海地方

053-450-3818

近畿地方

06-6323-2601

四国地方

090-3183-7658

中国地方(岡山)

086-252-1891

中国地方(岡山以外)

082-263-1694

九州地方

095-828-1953

(各地方とも電話受付13時~20時)

全国一斉電話相談実施

全国のゆうメイトの皆さん！ 私たちはゆうメイト全国交流会です。

ゆうメイト全国交流会は、ホームページでもメール相談を実施し相談を受けておりますが、昨年3月に「電話労働相談」をはじめて実施し、多くのゆうメイトから電話をいただきました。

今年も3月4日(日)、全国一斉に電話での労働相談を行います。

雇止め、セクハラ、いじめ、賃金、労働条件など、職場では多くの問題が山積しています。

遠慮なく電話してください。



全国のゆうメイトの皆さん！ 3月21日（祝）大阪集会に集まろう！

一昨年三月末、雇い止め解雇された大阪豊中のゆうメイト松本さんの裁判闘争も山場を迎えます。来る三月二日のゆうメイト集会に全国から多くのゆうメイトの皆さんが参加を訴えます。

3・21全国ゆうメイト集会

日時 3月21日（祝日）
13時より
場所 エル大阪（南館）
（大阪府労働者センター）
主催 ゆうメイト全国交流会
松本さん不当解雇撤回裁判を支える会
お話し 津村明子さん（ジャーナリスト）



（エル大阪）
地下鉄谷町線・
京阪電鉄「天満橋」駅から
西へ300m

3・21ゆうメイト集会に集まろう！

先の会社案では、賃金制度の継続が示されています。しかし、諸手当や休暇など正規社員との待遇面では大きな開きがあるままです。二月に労働条件の説明が行われる予定ですが賃金・処遇面での均等処遇を求めます。

賃金・処遇の均等待遇を！

《非正規社員の区分》

契約社員 キャリアスタッフ（7～8）
契約社員 一般（7～8H）
パートタイマー（1～7H）
アルバイト（1～8H）

パートタイム労働法を遵守せよ！

パートタイム労働法や労働指針では、「実情に即して正社員へ転換することが可能となるような条件を整備」することとされています。郵政のパートタイマーにも当然「条件整備」が求められているのです。十六万人ゆうメイトに開かれた正社員への登用の道をつくることを強く求めます。

また、ゆうメイトを勤務時間一から七時間の「パートタイマー」と七から八時間の「契約社員」とするとしています。しかし、六時間パートタイマーは、週三十六時間働き、契約社員は、三十五時間から四十時間働きます。ほとんど労働時間に差がないのに雇用形態を区別し、処遇に格差をつける（賞与に差）こんな社員区分があつていいはずがありません。

契約社員より長く働くパートタイマー？

昨年十二月に新会社から「人事制度・労働条件等について」の提案が労働組合にされました。私たちゆうメイトにも正社員への道がひらかれる、そう期待していた夢は木っ端微塵に打ち砕かれました。現行の「ゆうメイト」を「アルバイト」「パートタイマー」「契約社員」の三つに分け、正規社員へは、「キャリアスタッフ」からのみ「登用を検討する」とされているのです。その「キャリアスタッフ」は、これまでは長期ゆうメイトから選考されていますが、今後は、「契約社員」から登用するとしています。つまり、大半のゆうメイトは、正規社員への登用の道は閉ざされているのです。

正規社員への道を閉ざす新会社提案

私たちは要求します

理不尽な雇止めをするな！新会社へ全員・無条件採用を！正規社員へ登用せよ！